

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年3月31日
	(第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	多治見市 204
地域名 (地域内農業集落名)	池田南 (廿原・三ノ倉・諏訪)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	23 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	23 ha
② 田の面積	11 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	12 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	ha
(参考) 区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

土岐川に合流する三之倉川流域に属し、市街地から離れた山あいの廿原町・三の倉町・諏訪町の3集落で展開される約23haの農用地は、水稻及び野菜栽培の農地として利用され、代々伝わる農地を意欲的に守っている。

うち、農村活性化住環境整備事業により農業環境が改善された廿原町地内においては、農用地(約19ha)のおおむね全域を町内農家全員38名が出資する認定農業者Aが担っているが、持続可能な営農体制の維持や継続的な新規就農者の確保・育成が課題である。

三の倉町に大きな農地はなく、限られた農地が山間に分散し、水稻と野菜栽培を行っている。ほとんどが兼業農家であるため、就業後や休日に農作業を行う。農業者の高齢化も進み、新規就農者の確保が課題。

諏訪町は、集落中央にある畑で、主に露地野菜の栽培を行っているが、水稻は少く、定年後、地元に戻ってから耕作を始めた農業者がほとんどである。農機具の更新や栽培作物の検討等が課題である。

これら3集落は山あいに立地するため、イノシシ被害防止のため継続的な捕獲や防護柵等の整備が必要である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

廿原町では、認定農業者Aが水稻、露地野菜、イチゴ、ブルーベリーの栽培を行っている。特にイチゴは「美味しい」と人気があり、経営するイチゴ狩り観光農園には名古屋近郊から多くの人が訪れる。また、不耕起栽培・乾田直播による水稻栽培やマイクロリーフの栽培など、新しい農法や新規作物の栽培にも意欲的に取り組んでいる。

また、認定農業者Bが、廿原町や三の倉町地内にある水稻や野菜づくりに不向きな農地にもみじの植栽を行い、もみじの葉を利用した茶やクッキー等の加工品生産を行っている。今後は、新たな樹木の葉や花、スダチ等の果皮を6次産業商品として開発し、輸出も見据えた事業の拡大を図る予定。

三の倉町や諏訪町では、平坦で大きな農地を確保できないため、果樹の栽培、有機農業への取り組みや学校給食への食材提供など、集落の特徴を生かした農業を検討していく。

効率的な農作業を実施するため、スマート農業の取り組みも行う。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地の有効活用を基本とする。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	86	%	将来の目標とする集積率 86 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
未利用の農振農用地の減少を目指す。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
3集落それぞれの農業を担う者に農地を集積・集約することを基本とする。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
3集落それぞれの「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とし、継続して農地バンクを活用する。	
(3)基盤整備事業への取組	
農作業の効率化を図るため必要に応じて畦畔修繕・除去などを考慮していく。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
基本的には、3集落それぞれで多様な経営体の確保・育成に取り組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	
基本的には地元農業者で農作業を担うが、効率化を図るため必要に応じて委託サービスを活用する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①農業再生協議会による鳥獣害防止総合対策事業等を活用した防護柵の設置や、集落自ら実施する有害鳥獣捕獲体制を検討していく。				
②③今後、地域全体で検討していく。				
④新たな作物や商品開発を行う。				
⑤山間地に適した農作物を検討する。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			6年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、野菜	16.08 ha	ha	水稻、野菜	16.08 ha	ha		
認農	B	もみじ	2.759 ha	ha	もみじ	2.759 ha	ha		
利用者	C	野菜	0.365 ha	ha	野菜	0.356 ha	ha		
利用者	D	野菜	0.128 ha	ha	野菜	0.128 ha	ha		
利用者	E	野菜	0.103 ha	ha	野菜	0.103 ha	ha		
利用者	F	野菜	0.482 ha	ha	野菜	0.482 ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	6経営体		19.92 ha	0 ha		19.91 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者（農協を除く）は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
- 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
- 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。